

条例改正の概要

当市における成年後見制度等の権利擁護支援体制を推進し、これらの制度利用の促進などの基本的な事項の調査及び審議、権利擁護支援センターが実施する事業の監督するための合議制の機関として「**美濃加茂市権利擁護支援運営委員会**」を設置するため、「美濃加茂市附属機関の設置に関する条例」及び「美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもの。

根拠法令

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4③・第202条の3①②
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条③第2号

委員会の組織等

- 委員の構成：成年後見制度に専門的知識を有する者及び関係機関の代表者等
- 委員の定数：13人以内
- 委員の任期：1年
- 委員の報酬：日額11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）